

(単位:千円)

| No. | 目標 設定 事業 No | 事業名 | 平成18年度予算額 | | 事業概要 | 精査類 型 | |
|--------------------|----------------------|---------------------------------|--------------------------|------------|---|--|-----|
| | | | | うち独法再掲分 | | | |
| 61 | 67 | 総合的雇用環境整備推進事業(ジャンプ65推進事業) | 2,117,635 | 2,117,635 | 高齢者雇用アドバイザー活動を中心とした定年の引き上げ、継続雇用制度の導入促進、高齢者の多様な就業機会の開発等を行うことにより、高齢者の雇用就業機会の確保を図る。 | 3 | |
| 62 | 68 | 年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業 | 309,234 | 112,633 | ①年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤作りに関する種々の研究等を行う。 ②年齢に関わりなく働ける社会の重要性を広く普及させる。 ③募集・採用時の年齢要件緩和のため、高齢者雇用アドバイザーが個別企業に対して専門的・技術的な相談・援助を行う。 | 5 | |
| 65 | | ・定年退職者等再就職支援事業 | 6,891 | 0 | 特に定年退職者の多く見込まれる地域において、事業主にパンフレットを配布する等して高齢者を雇用することの利点を啓発したり、高齢者の多様な就業ニーズに応え、年金支給開始年齢前に定年退職した者や65歳以上の者が働くことができる求人の開拓や、面接会の開催を行う。 | 7 | |
| (3)若年者の雇用の促進 | | | | | | | |
| 67 | 73 | 試行雇用奨励金(若年者試行雇用奨励金) | 8,781,750 | 0 | 職業経験、技能、知識等の不足により就職が困難な若年者等(35歳未満の者)を一定期間試用雇用することにより、企業の求める能力等との水準と若年求職者の現状の格差を縮小しつつ、その適性や業務遂行可能性を見極め、試用雇用後の常用雇用への移行を図る。具体的には、就職が困難な若年者等をトライアル雇用として受け入れる事業主に対して試行雇用奨励金(1月1人当たり5万円)を支給(最大3ヶ月。) | 7 | |
| (4)就職困難者等の雇用の安定・促進 | | | | | | | |
| 79,80 | 82,83 | 特定求職者雇用開発助成金 | 35,376,537 | 0 | 高齢者、障害者等の就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成することで、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的とし、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して、特定就職困難者雇用開発助成金を、緊急就職支援者を雇い入れた事業主に対して、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給。 | 4 | |
| 4 その他職業安定関係 | | | | | | | |
| 82 | 85 | キャリア交流事業費 | 1,342,449 | 0 | 利用求職者の多い安定所等において、特に集中的な支援が必要な求職者を対象に、キャリア交流事業(15箇所)として、集中的に求職活動に係るセミナー、グループワーク等を実施し、就職の促進を図る。 | 6 | |
| 83 | 86 | 若年者キャリア交流プラザ事業の実施 | 134,237 | 0 | 若年求職者を対象として、登録制によりセミナー・ガイダンス、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、再就職の促進を図る。 | 6 | |
| 39 | 95 | 98 | 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金 | 17,619,728 | 0 | 厚生労働大臣の定めた中期目標に従い、以下の業務を実施している。 ○高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項 ○高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 ○労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 ○障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項 | 別紙5 |
| 97 | | 通年雇用安定給付金(冬期雇用安定奨励金) | 4,436,220 | 0 | 積雪寒冷地において、季節労働者を離職させる際に、翌春の再雇用を予約し、冬期手当を支払うとともに冬期間に一定日以上就労させ、かつ、再雇用した事業主に対して奨励金を支給。 | × | |
| 98 | | 通年雇用安定給付金(冬期技能講習助成給付金) | 2,259,603 | 0 | 積雪寒冷地において、季節労働者に対して冬期に技能講習を実施した事業主の団体等に講習助成金を、当該技能講習を受講した労働者に受講給付金を支給。 | × | |
| 107 | | 介護労働者雇用管理モデル検討会運営費 | 8,243 | 0 | 介護労働者の不安や悩みを解消し魅力ある職場作りを行うため、事業主が取り組むべき雇用管理のあり方について、介護分野の団体や事業者と行政の間で意見交換等の検討の場を設け、相互意識を高めていくと共に、雇用管理改善の標準的モデル・地域モデルを作り、広く情報提供することで介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主を支援する。 | × | |
| 11 雇用均等・両立支援関係 | | | | | | | |
| 169 | 129 | 育児・介護雇用安定等助成金(ベビーシッター費用等補助コース) | 620,372 | 0 | 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成。 | 7 | |
| 170 | 130 | 育児・介護雇用安定等助成金(事業所内託児施設設置・運営コース) | 916,988 | 0 | 労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近隣地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。 | 7 | |
| 171 | 131 | 育児・介護雇用安定等助成金(代替要員確保コース) | 220,100 | 0 | 育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給。 | 7 | |
| 172 | 132 | 育児・介護雇用安定等助成金(子育て期の柔軟な働き方支援コース) | 140,600 | 0 | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度(育児休業に準ずる制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げの制度、又は所定外労働をさせない制度)を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給 | 7 | |
| 173 | 133 | 育児・介護雇用安定等助成金(男性労働者育児参加促進コース) | 100,000 | 0 | 地域において波及的効果が期待できる企業を指定し、男性の育児休業取得等を促進する計画の策定など、男性の育児休業取得を始めとする男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組に対し、給付金を支給する。 | 7 | |